

足立区老朽家屋等解体工事助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づく助成の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、条例において使用する用語の例による。

(助成の対象)

第3条 区長は、条例第8条に規定する足立区老朽家屋等審議会（以下「審議会」という。）において解体することが妥当とした建物等を対象として、解体工事を実施した個人、中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）又はその他の団体（国、地方公共団体及び独立行政法人等並びに宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に規定する宅地建物取引業を営むもの（以下「宅地建物取引業者」という。）がその業の目的のために工事を実施しようとする場合における宅地建物取引業者を除く。）に対し、当該工事に要した費用の一部を予算の定める範囲において助成することができる。ただし、解体工事を実施した建物等の所有者が当該解体工事に着手する6箇月前までに緊急安全対策工事を行っていたときは、解体工事及び緊急安全対策工事に要した費用を助成することができる。この場合において、両工事に対する助成の合計額は、第5条に定める額を超えないものとする。

2 前項の規定により助成を受けようとする者は、当該工事等を実施した建物等の所有権の全部を有する者、当該建物等の所有権を有する者の全員の同意を得た者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体であって、同法第30条の規定に基づく規約の定めにより承認を得たものであることを要し、かつ次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 個人にあつては、市区町村民税を滞納していないこと。
- (2) 法人にあつては、法人都道府県民税を滞納していないこと。
- (3) 建物等の解体により所有者以外の者の権利を侵害するおそれのないこと

3 前項に定めるもののほか、区長が特に必要と認めたものは、助成を受けることができる。

(欠格要件)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、助成を受けることができない。

- (1) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法若しくはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による無差別大量殺人行為を行った団体又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体若しくは個人
- (2) 工事の実施に当たり、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）その他の法令の定めにより、手続等が義務付けられているにもかかわらず、これを怠った者
- (3) 前2号に定める者のほか、その者に助成を行うことがこの助成の趣旨に反し、又は不適当であると区長が認めるもの

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、工事に要した費用の額（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税額を除く。）に次の各号に掲げる建築物の種別に応じて当該各号に定める数値を乗じて得た額（その額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 木造建築物 10分の5。ただし、50万円を超えないものとする。
- (2) 非木造建築物 10分の5。ただし、100万円を超えないものとする。

(助成の手続)

第6条 助成金の交付を受けようとするものは、助成を受けようとする建物等ごとに、足立区老朽家屋等工事助成申請書（第1号様式）により、次の各号の書類を添えて区長に申請しなければならない。ただし、区長は、必要がないと判断した書類の添付を省略させることができる。

- (1) 建物の登記事項証明書
- (2) 案内図及び外観写真
- (3) 申請者の住民票又は登記事項証明書の写し
- (4) 建築年月日が確認できる書類の写し
- (5) 工事見積書（内訳書を含む。）
- (6) 市区町村民税納税証明書（法人を含む。）
- (7) その他、区長が必要と認める書類

(助成内定通知)

第7条 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めるときは、助成を内定し、足立区老朽家屋等工事助成金交付内定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとし、助成することが不適当と認めるときは、不適当である理由を付して、その旨通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により助成を内定したときは、助成金の額の予定額（以下「助成予定額」という。）を申請者に通知するものとする。
- 3 区長は、第1項の規定により助成を内定するに当たっては、助成金の交付についての条件を付することができる。

(変更、取下げ等)

第8条 前条第1項の規定による助成の内定の通知を受けたもの（以下「助成内定者」という。）は、内定を受けた内容について変更するときは、足立区老朽家屋等工事助成金内容変更申請書（様式第3号）により区長に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による変更の申請があったときは、変更に係る内容について審査し、これを承認するときは、足立区老朽家屋等工事助成金内容変更承認書（第4号様式）により当該変更を承認した内容及び助成予定額（助成予定額が変更となる場合に限る。）を助成内定者に通知するものとし、当該変更を承認しないときは、承認しない理由を付して、その旨通知するものとする。
- 3 申請者が申請を取り下げるとき又は助成内定者が工事等を取りやめるときは、足立区老朽家屋等工事等取下げ・取りやめ届（第5号様式）により、区長に届け出なければならない。

(内定の取消し)

第9条 区長は、助成内定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の内定を取り消すことができる。

- (1) 工事等が申請内容と異なって施工され、これについて区長が報告又は是正を求めたにもかかわらず、その報告又は是正を行わないとき。
- (2) 正当な事由なく、助成の内定を受けた日から1年以内に工事が完了しないとき。
- (3) その他助成を行うことが不相当と区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定により、助成の内定を取り消したときは、足立区老朽家屋等工事助成金交付内定取消通知書（第6号様式）により当該内定を取り消されたものに通知するものとする。

（助成金の交付申請）

第10条 助成内定者は、工事が完了し、助成金の交付を受けようとするときは、速やかに足立区老朽家屋等工事完了届・助成金交付申請書（第7号様式）により、区長に工事の完了を届け出るとともに、助成金の交付を申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 領収書又はこれに代る証明の写し
- (3) 工事施工前、施工中及び施工後の写真

（助成金の交付決定）

第11条 区長は、前条第1項の規定により助成金の交付の申請がされたときは、同条第2項に規定する書類を審査し、助成金を交付することが相当と認めるときは、助成金の交付の決定を行い、足立区老朽家屋等工事助成金交付決定通知書（第8号様式）により助成内定者に通知するものとする。ただし、助成金を交付することが不相当と認めるときは、不相当である理由を付して、その旨通知するものとする。

2 区長は、前項に規定する審査のほか、必要に応じて、前条第2項に規定する書類に基づき現場確認を行うものとする。

3 第1項の規定により助成金の交付を決定するときは、第7条第2項の規定により通知した助成予定額（第8条第2項の規定により助成予定額を変更した場合は、同項の規定により通知した予定額）を助成金の額として決定するものとする。

（助成金の交付請求）

第12条 助成金の交付の決定を受けたものは、速やかに足立区老朽家屋等工事助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第9号様式）を区長に提出し、助成金の交付の請求をしなければならない。

（代理受領）

第13条 前条の規定により、助成金の交付を請求するものは、助成金の受領について当該工事を施工した建設会社等に委任することができる。ただし、第10条に規定する助成の申請の際、当該受領及び委任行為に関する事項について定めた工事請負契約書及び委任状（第10号様式）の添付を行ったものに限る。

2 前項の規定により、代理受領の委任を行う場合は、前条に規定する様式第9号に代わり、足立区老朽家屋等工事助成金代理受領請求書兼口座振替依頼書（第11号様式）を区長に提出し、助成金の交付の請求をしなければならない。

3 前項に規定する建設会社等は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、建設業の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条の規定により、解体工事業者の登録を受けた者

(2) 足立区契約事務規則(昭和39年足立区規則第5号)第7条の2の規定により、建築工事等の一般競争入札資格者登録をしている者

(交付決定の取消し)

第14条 区長は、助成金の交付の決定を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付又は交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (4) 条例又はこの要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第15条 区長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約金)

第16条 前条の規定により助成金の返還を命ぜられたものは、当該命令に係る助成金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(委任)

第17条 助成金の交付に係る届出その他の手続を他の者に委任するときは、委任状(第12号様式)を添付するものとする。

付 則(23足都建発第3509号 平成23年11月1日区長決定)

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

付 則(24足都安発第2354号 平成24年12月12日区長決定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行に伴う経過措置)

2 施行日から平成28年3月31日までの間に第11条第1項の規定により交付が決定された者に対する第5条の適用については、同条第1号中「10分の5」とあるのは「10分の9」と、「50万円」とあるのは「100万円」とする。

3 この要綱の施行前に内定のあった者に対する助成金の額については、なお従前の例による。

付 則(25足都安発第783号 平成25年6月25日都市建設部長決定)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。